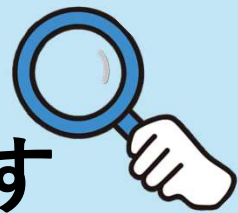


組合員の皆様へ

被扶養者の 要件確認調査を実施します



本調査は、「地方公務員等共済組合法施行規則第97条」に基づき、被扶養者として認定されたご家族が、引き続き認定要件を満たしているかを確認するものです。

扶養手当が支給されていない被扶養者の方が対象です。

下記の流れに沿って、手続きをお願いします。

やること | 手順フロー

1

受け取る

所属所から

「被扶養者要件確認通知書」「提出書類早見表」「申請理由書」を受け取る



2

確かめる 被扶養者が要件を満たしているか確認する



資格重複確認

就職等をしたのに被扶養者から外す手続きを忘れていませんか？



収入確認

被扶養者の収入が限度額を超えていませんか？

裏面へ



居住確認

国内居住要件に該当していますか？

⚠️ 確認が遅れると、医療費返還など新たな手続きの対応をお願いすることとなります

3

揃える

「提出書類早見表」を見て必要な書類を準備する

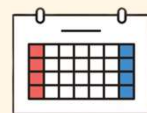
給与収入、年金等、自営業・事業収入がある場合によって準備する書類が異なります



4

提出する

所属所への提出締切日を共済事務担当者に確認し、期限内に提出する



今回の変更点

… 本変更は、認定基準を変更するものではありません

変更① パート・アルバイト等の給与収入がある場合の提出書類

収入超過なし → (非)課税証明書
収入超過あり → 給与等支払証明書

変更② 夫婦共同扶養(子)の収入比較

今回の調査では収入比較は省略します。
配偶者の収入証明書類は不要です。
※ 収入状況が変わった際に各自配偶者との収入比較を行ってください。

被扶養者の収入限度額

区分	年額	月額
① 60歳以上の者 ② 収入の中に障害年金を含む者又は 障害年金受給程度の障害を有する者（年齢の制限なし）	180万円未満	15万円未満
③ その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の者 （組合員の配偶者を除く。）（②以外の者）	150万円未満	125,000円未満
④ 上記①、②、③以外の者	130万円未満	108,334円未満

収入超過でよくある取消事例

- ・ **月額**が**3か月連続**で限度額超過

バイト収入のみ（限度額上記④の場合）

- ・ 毎月の**収入額が決まっていない**バイト収入あり



25歳 子

月	給与	判定
4月	108,000	未滿
5月	105,000	未滿
6月	115,000	超過
7月	109,000	超過
8月	112,000	超過

3か月連続超過
→**4か月目の初日**(9/1)で
認定取消

給与の月毎の収入を見ます。

なお、あらかじめ収入超過が見込める場合は、**超過見込みが立った日**で取消となります。

- ・ 労働日数・時間・時給が明確に定められている
・・・など

パート + 年金収入（限度額上記①の場合）

- ・ 毎月の**収入額が決まっていない**パート収入あり
- ・ 5月から年金の支給が開始



65歳 妻

月	給与	年金	合計	判定
4月	85,000	—	85,000	未滿
5月	65,000	80,000	145,000	未滿
6月	75,000	80,000	155,000	超過
7月	78,000	80,000	158,000	超過
8月	82,000	80,000	162,000	超過

3か月連続超過
→**4か月目の初日**
(9/1)で認定取消

年金年額を12月で割り、給与 + 年金の月毎の収入を見ます。

なお、あらかじめ収入超過が見込める場合は、**超過見込みが立った日**で取消となります。

- ・ 固定給のため給与 + 年金の限度額超過が明らか
- ・ 年金額が年額限度額を超える・・・など

- ・ **12か月累計**の**年額**が限度額超過（限度額上記④の場合）

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌1月	判定
給与	90,000	108,000	108,000	105,000	108,000	110,000	105,000	108,000	110,000	108,000	110,000	108,000	115,000	—
累計額①	90,000	198,000	306,000	411,000	519,000	629,000	734,000	842,000	952,000	1,060,000	1,170,000	1,278,000	—	限度額未滿
累計額②	—	108,000	216,000	321,000	429,000	539,000	644,000	752,000	862,000	970,000	1,080,000	1,188,000	1,303,000	限度額超過



累計額①(1月～12月)の期間

1月から12月までの累計額が**1,278,000円** < 1,300,000円
限度額を超えていないため、被扶養者として認定継続



累計額②(2月～翌1月)の期間

2月から翌1月までの累計額が**1,303,000円** > 1,300,000円
限度額を超過したため、被扶養者の認定取消

→ **翌1月の給与支給日**で認定取消

12か月間は暦年や年度に
限りません!

被扶養者の認定要件等の詳細については、下記を御参照ください。

▶ 「福利厚生事務の手引」 (令和8年1月版) P50～59、P72～81 (Q&A)

▶ 「福利厚生ハンドブック」 (令和8年度保存版) P6～8



手引は上記のHP先にも掲載しています

御不明点の確認には、
チャットボットを御利用ください!



チャットボット